

国税庁長官 佐川宣寿様

## 国税庁長官の辞職と真実の証言を求める申し入れ

森友・加計問題の幕引きを許さない市民の会  
池住義憲（元立教大学大学院特任教授）／太田啓子（弁護士）／丘修三（児童文学作家）／きどのりこ（児童文学作家）／小林和子（『週刊金曜日』編集長）／笹井明子（老人党リアルグループ「護憲+」管理人）／佐々木江利子（児童文学作家）／杉浦ひとみ（弁護士）／醍醐聰（東京大学名誉教授）／武井由起子（弁護士）／那須正幹（児童文学作家）／根本仁（元NHKディレクター）／藤田高景（村山談話を継承し発展させる会・理事長）／湯山哲守（元京都大学教員・NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ）／渡辺眞知子（キリスト者政治連盟）

（1）私たちは貴職が財務省理財局長に在任中に、近畿財務局が森友学園に対し異例な低価格で国有地を売却した問題をめぐって国会で答弁された内容を精査した結果、重大な虚偽があったことを把握しました。

貴職は、国は森友学園側といくらなら買える、売れるといった売買の金額を事前にすり合わせしたことはない、鑑定価格からゴミの撤去費用を差し引いた適正な価格で売却した、と繰り返し答弁されました（2017年3月15日、衆議院財務金融委員会ほか）。

しかし、今年の7月末以降に報道された籠池泰典氏（前森友学園理事長）と池田靖氏（近畿財務局国有財産統括官）とのやりとりを記録した音声データや森友学園側が記録した打ち合わせメモなどによれば、いくらなら買えるか、いくら以上でないと売れない、土地の瑕疵を見つけて価値を下げる方向で調整する、などといったやりとりが交わされていたことが判明しました（8月1日、関西テレビ、「報道ランナー」；8月3日、テレビ朝日「報道ステーション」など）。

こうした報道は貴職の国会答弁が違法・不当な国有財産の処分を隠蔽する悪質な虚偽答弁だったことを裏付ける決定的な証拠です。このような前歴のある貴職が、国有財産の要といふべき税金を管理する官庁のトップにとどまることは許されません。

（2）貴職は、上記の国有地売却に関し、売買契約の成立を以て事案は終了したので交渉記録は廃棄した、と繰り返し平然と答弁されました（2017年2月24日、衆議院財務金融委員会ほか）。しかし、10年分割払い、買戻し特約付きの売却である以上、売買契約が成立しただけでは事案は終了しません。また、売買契約に至る交渉記録を本当に廃棄したのであれば、行政機関の意思決定に至る過程を合理的に跡付け、検証できるよう、軽微な事案を除いて、文書を作成し、保存しなければならないと定めた「公文書管理法」第4条、6条に背く行為です。

（3）貴職は、ゴミの撤去に充てる費用として鑑定価格から値引きされた8億2000万円が本当にゴミ撤去のために使われたかどうかは契約が成立した後のことであり、確認する必要はないと強弁しました（2017年2月23日、衆議院予算委員会ほか）。このように国有財産の不当廉売を放免した貴職が、あろうことか、国民に納税を促す国税庁長官の職にとどまることは許されません。

そこで、私たちは貴職に対し、次のことを申し入れます。

### 申し入れ

1. 森友学園への国有地売却に関する貴職のこれまでの虚偽の国会答弁を謝罪し、撤回すること。その上で、貴職が知り得た真実を国会の場で余すところなく証言すること
2. 貴職が国会で行った答弁は、国政調査権、公文書の公開による国民の国政監視を妨害するものである。つまるところ、こうした答弁は、貴職が、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と定めた日本国憲法第15条第2項を順守する意思を欠いていることを物語っている。

よって、私たちは貴職がすみやかに国税庁長官の職を辞すよう求める。